

建設工事関係提出書類作成マニュアル等の 主な改正点について

牛久市では、建設工事を請け負った際の書類作成や確認の補足資料として令和 2 年 1 月に「建設工事関係提出書類作成マニュアル」等を策定し、受注者の施工管理の合理化や発注者の監督及び検査の統一化を図ってきました。

今般、関係法令の改正や建設業を取り巻く情勢の変化を鑑み、「建設工事関係提出書類作成マニュアル」等について見直しを行いました。

そのことについて主な変更点をお知らせします。

～主な変更点～

1. 請負契約書や契約・前払金保証書等の原本とじ込み不要

→監督職員がファイリングしているケースが多く、牛久市の文書管理になじまないため。

2. 下請負人届の原則提出不要

→施工体制台帳と提出書類が重複するため。

3. 建退共関係書類の取扱いの改正

→令和 5 年 10 月に茨城県電子申請方式の導入と適正履行の確保のため制度改正したことを踏まえ牛久市でも同年 12 月より改正を行ったため。

4. 履行報告書の計画・実施工程表の提出不要

→計画・実施工程表は提出ではなく、提示でよいこととする。また、当月作業がない場合の定点写真の提出は不要とする。

5. 材料関係書類の主要ではない材料の提出省略及び納品書の提出不要

→提出する材料について監督職員と協議を行う。納品書については検査時の提示を原則とし、提出する材料は監督職員の指示によるものとする。

※出荷証明書や集計表は提出すること。

6. 工事写真の一部省略

→監督職員が施工プロセスチェックにより確認を行なうため。